

令和3年2月1日

各位

岐阜県都市建築部住宅課

利便性係数の決定について

公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第2条第1項第4号の規定による利便性係数を次のように決定し、令和3年度から適用しますので、岐阜県県営住宅条例（昭和35年岐阜県条例第2号）第5条第2項の規定により公示します。

名称	位置	棟番号	利便性係数
白木町住宅	岐阜市	A0	1.000
近の島住宅	岐阜市	A5 から A7 まで及び A9 から A15 まで	0.965
加野住宅	岐阜市	H1 から H16 まで	0.865
田神住宅	岐阜市	F1 から F7 まで	0.965
夕陽ヶ丘住宅	岐阜市	A0	0.865
藤江住宅	大垣市	F1 から F6 まで、G1 及び G2	0.990
荒崎住宅	大垣市	A1 から A9 まで	0.890
赤保木住宅	高山市	A1、A3 及び A4	0.915
旭ヶ丘住宅	多治見市	A1 から A16 まで及び B1	0.915
泉北住宅	土岐市	A1 から A8 まで及び B1	0.940
尾崎住宅	各務原市	A1 から A20 まで及び B1 から B10 まで	0.940
		C5、C6 及び C9	0.965
宮代住宅	不破郡垂井町	A2 から A6 まで	0.915
北方住宅	本巣郡北方町	A1、A2、A4 及び S1 から S4 まで	1.015